

住宅都市局総合評価委員選任要領（建築設計業務用）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、住宅都市局総合評価落札方式による入札実施要領（建築設計業務用）の対象とする総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うため選任する住宅都市局総合評価委員（以下「総合評価委員」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 総合評価委員は、落札者決定基準（評価項目の設定、加算点の設定及び配点割合、評価の方法及び落札者の決定方法）及び技術提案等の評価に関する事項について意見を述べるものとする。

（選任）

第 3 条 総合評価委員は、建設技術及び入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、住宅都市局長が選任する。

2 総合評価委員の任期は原則として 2 年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

3 住宅都市局長は、総合評価委員が第 5 条に違反した場合その他特別の事由があると認めるときは、前項の任期途中においても、委員を解任することができる。

（意見聴取）

第 4 条 住宅都市局長は、会議を開催して第 2 条に規定する総合評価委員の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聴くことを妨げない。

（責務等）

第 5 条 総合評価委員は、総合評価落札方式に係る競争性、透明性及び公正性を確保するため、次に掲げる責務等を果たさなければならない。

（1）落札者決定基準を定めようとするときは、評価項目ごとに客観的な基準となるよう意見を述べること。

（2）落札者の決定の日までの間、入札者と利害関係を有しないこと。

（3）不正な利益を図るために入札者からの接触があった場合は、速やかに住宅都市局長へ申し出ること。

（4）職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様であること。

（謝金等）

第 6 条 意見聴取に対する謝金の額は、日額 12,600 円とする。

2 総合評価委員の旅費は、総合評価委員の職務の級が職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)別表第1行政職給料表の8級に相当するとして、名古屋市旅費条例(昭和25年名古屋市条例第32号)の規定を適用して算出した額とする。

3 謝金及び旅費は、意見聴取後に支給する。

(庶務)

第7条 総合評価委員に係る庶務は、監理指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、総合評価委員について必要な事項は、住宅都市局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。